

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、「令和7年度石垣市一般会計補正予算（第13号）」を専決処分する。

令和8年3月31日

石垣市長 中山 義 隆

理 由

第三者委員会、農業支援サービス事業、街路事業、石垣産マグロ拠点産地支援事業について、繰越明許費を追加及び変更する必要が生じたため。

令和7年度

一般会計補正予算

(第13号)

石垣市

令和7年度石垣市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度石垣市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日

石垣市長 中山義隆

第 1 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	石垣市第三者委員会費	1,639
6 農林水産業費	1 農業費	沖縄県農業支援サービス事業者支援事業	7,475
6 農林水産業費	3 水産業費	石垣産マグロ拠点産地支援事業	9,150

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	街路事業（石垣3・5・11街路）	11,259	街路事業（石垣3・5・11街路）	14,691